

令和5年11月15日

柏市長 太田和美様

柏市特別職報酬等審議会

会長 徳永澄



市長、副市長の給料の額並びに市議会議員の報酬の額について（答申）

令和5年10月11日付け柏總給第959号で貴職から諮詢のありましたこのことについて、柏市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、下記のとおり答申いたします。

記

特別職の報酬等については、下記の額等とすることが適当である。

1 報酬等月額

市長 974,900円、副市長 801,400円

ただし、議長、副議長及び議員の報酬月額については継続審議とする。

2 改定時期

令和6年4月1日から適用するのが適当である。

3 参考意見

教育長、上下水道事業管理者及び常勤の監査委員の給料の額についても、当答申の市長及び副市長の内容に準じることが適当である。

また、審議会の開催においては、社会経済情勢等への適応に加えて、柏市の財政状況やその見通しに重要な変化が生じた場合、また重要な計画変更等が生じた際などは、必要に応じ柔軟に審議の機会を設けるよう具申する。

【別紙】

特別職報酬等にかかる改定の考え方と答申に至るまでの経緯

1 はじめに

本審議会は、柏市附属機関設置条例第2条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額について諮問を受けた。前回の審議会以降6年が経過したとともに、人事院勧告において、公務員と民間給与の差を示す官民較差額が、平成6年以来29年ぶりの高水準となるなど、社会経済情勢等にも変化が生じている。このような背景を踏まえ、本市の将来に及ぶ財政状況、これまでの報酬等の改定状況、県内及び中核市の他自治体との比較資料等に基づき、各委員の率直な意見交換を行い、また、市民の目線をもって慎重に審議を進めた。

2 検討の主な視点

(1) 特別職報酬等の額の現状

市長、副市長の給料の額並びに市議会議員の報酬の額は平成29年11月24日の答申に基づき、平成30年4月1日に増額改定されたものである。

(2) 柏市の財政状況及び今後の見通し

柏市の財政状況を見ると、市債残高が順調に減少しており、中核市や県内各市との比較においても、各種財政指標は良好に推移している。一方、市立病院の建て替え、児童相談所及び義務教育学校開設などの事業も控えており、今後の見通しについて、人口の将来推計や市税収入の見通しなどに基づく検討が必要である。

(3) 報酬等の適正水準

報酬等の適正水準を検討するにあたり、中核市や千葉県内の他市を比較対象とすることは、参考事項とはなるが、その中の順位をもって判断の材料とすることは適当とはいえない。

3 結論

原材料価格や燃料価格の上昇、円安の影響等により、物価は継続して上昇しており、本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ3.5%上昇するとともに、毎月労働統計調査によると、本年4月の一般労働者の所定内給与は、昨年4月から1.1%の増加となっている。また、令和5年的人事院勧告においては、2年連続の引き上げ勧告となっており、国家公務員給与と民間給与の官民較差は3,869円と平成6年以来29年ぶりの水準となっている。同勧告は、公務員と民間企業の従業員の給与水準を均衡させることを目的に、民間企業の給与を調査した上で、人事院が国会及び内閣に対して毎年実施するものであり、直接的な経済指標ではないが、社会経済を反映しているものと考えられる。

このような状況を考慮すると、平成30年度を最後に据え置きとなっていた報酬等について、増額見直しを行うことに相当の合理性はあるものと思われる。

業務の内容やその実態、社会経済情勢、今後の財政見通し等を総合的に勘案した結果、市長及び副市長の給料月額について増額改定とすることで結論に達した。一方、議長、副議長及び議員については、その業務内容や市長給料と比較した際の適正割合などにおいて、意見が集約しておらず、さらなる議論が必要と思われることから、本答申においては継続審議とすることとした。

見直しの額について、市民意識には、市民サービスの面で縮減された部分があるとの意見もあり、今回の改定に市民の同意を得るためにも、客観的かつ合理的な改定額とすることが要求される。その点において、人事院勧告の内容をその根拠とすることは、その条件を満たしているものと考えられ、前回の審議会を実施した平成29年の翌年である平成30年から令和5年まで的人事院勧告で示された官民格差の率の累積である1.45%をもって、今回の改定の率とすることとした。

また、審議会の開催については、前回の答申において、「社会経済情勢等に的確に対応し、市民感覚を確認していくため、適当な期間をもって審議の機会を設けるよう」の参考意見が出ていたが、それに加えて、柏市の財政状況やその見通しに重要な変化が生じた場合、また重要な計画変更等が生じた際など、より柏市の

実情に応じて審議の機会を設定することが適当である。

特別職は、その職務の特殊性から、その成果の検証及び評価方法は多岐にわたり、成果の達成状況等をもととする適正な報酬等を判断することは難しい。他方、特別職は労働者としての側面を有しております、労働に対する適正な対価を支給することは必要であるといえ、特別職の報酬等の引き上げの改定を行うこととした。特別職においては、市民の税金等から得る報酬等であることを常に意識し、市民からの負託に答えるべく活動をいただくことを期待し答申することとする。